

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により
通告します。

2022 年 11 月 22 日
東村山市議会議長 あて

議席番号 24 番
質 問 者 渡 辺 み の る

記

1. 学校教科書の紛失・破損時の対応について

学校で配布される教科書を紛失又は破損により利用できなくなった際は、保護者の負担で
購入するというのが、文部科学省の方針となっている。

- (1) 保護者の負担で購入する対応をとっている理由と法的根拠を伺う。
- (2) 教科書の紛失又は破損により利用できなくなったなどの相談はあるのか。

2. 子どもの権利を尊重した校則への見直しを

生徒指導の基本文書である生徒指導提要の改訂案が、8 月に示された。改定案では、子
どもの権利条約に触れ、「児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教
育が行われることが求められています。(1.5.1)」とし、教育活動の中でも子どもの基本的
人権の尊重の視点を持って取り組むことを指摘している。

校則の運用・見直しにおいては、「…何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背
景や理由について理解しつ…(3.6.1(2))」とあるように、それぞれのきまりを定める理由を、
児童生徒が納得できる形で教職員が説明できるよう理解する必要があると考える。

当市の校則(生徒心得など)が、子どもの権利を尊重し、子どもたちが自分らしく成長する
ことを保証できる内容になっているか、という視点で考えるきっかけとなること期待し、以下質
問する。

(1) 生徒指導提要の改訂案

- ① 子どもの権利に関する内容を伺う。
- ② 校則の運用・見直しに関する内容を伺う。

(2) 当市の対応

- ① 生徒指導提要の改訂を受けての、当市の対応を伺う。
- ② 校長会・副校長会で説明されているが、どのような意見が出たのか。
- ③ 子どもたちの意見を聞く機会はどうのように設けるのか。

(3) 家庭教育の手引きについて

家庭教育の手引きには、現行の校則を家庭で追認させるような内容や、家庭への介入ととれるような内容が記載されている。家庭教育の手引きの作成の背景と作成に至る議論の内容を詳しく伺う。

(4) 現在の校則について

現在の校則はどのような実例を基に作られ、教育委員会や教職員がどのように認識しているのか。いかに示す規則について、子どもが守らないことにより想定される学校生活への影響や懸念すべき事態など、具体的に伺う。(一問一答にて)

- ①特定の髪型や染毛の禁止
- ②化粧・アクセサリーの禁止
- ③標準服の着用
- ④特定の持ち物の持ち込み禁止

(5) 今後の校則の見直しについては、どのような方法でどのような視点を持って行うのが最も重要である。現状の校則を追認させるのではなく、子どもの権利を尊重し、子どもたちが主体的に考える十分な機会と時間をもって、見直しを進めていく必要があると考えが、教育長の見解を伺う。

以上